平成３０年6月４日

３学年保護者　各位

武南高等学校
校長　本多　昇

平成３０年度高等学校等就学支援金及び
埼玉県の学費軽減補助の申請書類配付について（お知らせ）

下記の書類を配付いたしますので、指定の申請受付日に必ず提出してください。

記

1　高等学校等就学支援金の支給に関する書類の提出について　**【全員提出】**

2　平成３０年度埼玉県私立学校学費軽減補助の申請について　**【基準該当者のみ提出】**

3　チェックシート　**【全員提出】**

※今回の申請分より、**住民税所得割額**（市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額）により審査されます。
※東京都に在住の方は、後日担任を通じ授業料軽減助成金の書類を配布いたします。（６月中旬予定）
※その他の県に在住の方は、各県にお問い合わせください。
※申請受付日の事務室は大変混雑しますので、ご了承ください。
※不備のないよう必ずチェックシートで確認のうえ提出してください。

【問い合わせ】
武南高等学校　事務室
担当　長戸
ＴＥＬ　０４８－４４１－６９４８（代表）

＜チェックシート＞申請書類と一緒に事務室へ提出してください

＿＿年＿＿＿組＿＿＿番　　生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※該当する項目□にチェックをしてください。

就学支援金

＜就学支援金：支給要件の「Ⅱ～Ⅴ」に該当する方＞

【提出書類】

□①就学支援金収入状況届出書（様式１）

□②平成３０年度　課税証明書、所得証明書、非課税証明書等原本

・親権者全員分　【□父親　□母親　□その他（　　）】

□住民税所得割額と扶養親族数の内訳が記載されているもの

＜就学支援金：支給要件の「Ⅰ」に該当する方＞

【提出書類】

□①就学支援金収入状況届出書（様式１）：表面のみ記入

□②申請書の右上に「支給要件外」と記入

＜特待生の方（特待生Ｂ・準特待生除く）＞

【提出書類】

□①就学支援金収入状況届出書（様式１）：表面のみ記入

□②申請書の右上に「特待生」と記入

埼玉県補助金

＜埼玉県在住（基準該当者）：埼玉県私立学校学費軽減補助＞

【提出書類】

□①平成３０年度埼玉県私立学校学費軽減補助申請書

□②住民票原本（世帯全員分）

□平成３０年４月１日以降に発行された世帯主・続柄が記載されているもの

□③平成３０年度　課税証明書、所得証明書、非課税証明書等（写し可（Ａ４サイズ））

・親権者全員分　【□父親　□母親　□その他（　　）】

□住民税所得割額と扶養親族数の内訳が記載されているもの

この書類は、必ず提出してください。

平成３０年６月４日

３学年保護者　各位

武南高等学校
校長　本多　昇

高等学校等就学支援金の支給に関する書類の提出について

標記の件、平成３０年度第２期～第４期（７月～３月）分の申請の受付を行います。下記のとおり、申請受付日に申請書類を提出してください。なお、裏面の【支給要件】Ⅰに該当する世帯及び特待生（特待生Ｂ、準特待生除く）は、【注意事項】A.Bのとおり、申請書等を提出してください。

記

1　申請書類　　□　就学支援金収入状況届出書（様式１号）
□　**平成３０年度**の「**住民税所得割額**（市町村民税所得割額と道府県民税所得割額）」及び「扶養親族数」が記載されている市区町村発行の証明書原本
例）課税証明書、所得証明書等　　※別紙１参照
※保護者（親権者）全員分の証明書が必要です。配偶者が非課税の場合でも提出してください。例）非課税証明書等
□　チェックシート

2　申請受付日　　**平成３０年６月１５日（金）　または　平成３０年６月１６日（土）　【厳守】**

3　提出先　　事務室窓口　　平日　８：３０～１６：００
土曜　８：３０～１３：００

4　問い合わせ　　事務室（担当　長戸）　　TEL ０４８－４４１－６９４８（代）

【注意事項】

A. **裏面【支給要件】Ⅰの「所得制限」に該当する場合**、就学支援金収入状況届出書（様式１号)とチェックシートのみ提出してください。その際、届出書の表面のみ記入し、右上に**「支給要件外」**と記載してください。
B. **特待生（特待生Ｂ、準特待生除く）は**、右上に「**特待生**」と記載し、届出書とチェックシートを提出してください。
C. 親権者が１人で１人分の課税証明書等を提出する場合は、証明書の右下余白に「**一人親世帯**」と記入してください。
D. 「親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を提出できない場合」に該当する方は本校に必ずご連絡ください。
E. 年度途中に保護者の死亡、離婚、再婚等により変更があった場合は、速やかに事務室へ必ず申し出てください。（申し出が遅れた場合、就学支援金等は支給されませんのでご注意ください。）
F. 提出された書類は返却いたしません。

申請日後の受付はいたしません。申請受付日までに申請がなかった場合、翌年３月まで支給されませんのでご注意ください。

【提出の際のお願い】

チェックシートを一番上にし、番号順にクリップで留め、事務室へ提出してください。

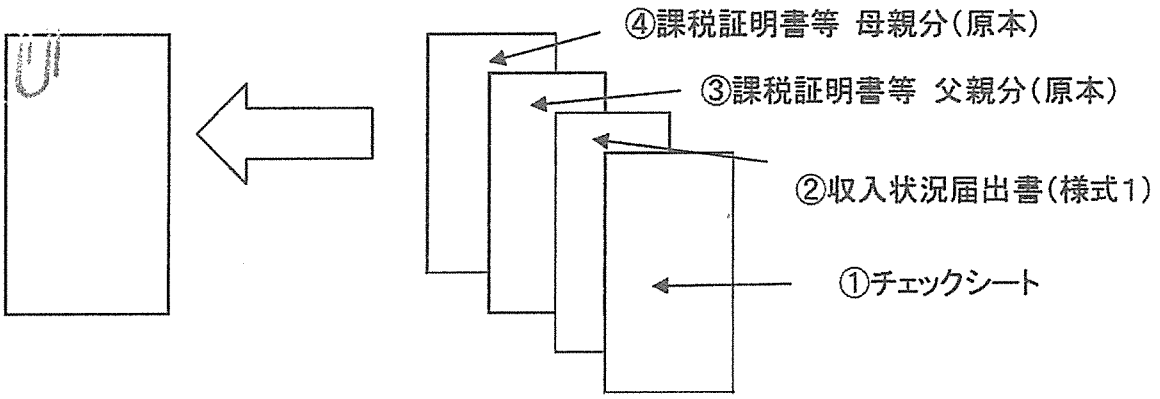

【支給要件】

支給区分		保護者等の 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	支給金額／月
Ⅰ	所得制限	507,000円　以上	0円
Ⅱ	通常の支給限度額	257,500円　以上　507,000円未満	9,900円
Ⅲ	〃　の1.5倍の額	85,500円　以上　257,500円未満	14,850円
Ⅳ	〃　の 2倍の額	100円　以上　85,500円未満	19,800円
Ⅴ	〃　の2.5倍の額	0円（非課税）	24,000円

様式第1号（第３条第１項並びに第10条第２項及び第11条第１項から第３項まで関係）

平成　　年　　月　　日

上田　清司　　殿

高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（２回目以降）

既に受給資格認定を受けているため，就学支援金の支給に関して，保護者等の収入の状況に関する事項について，届け出ます。

（上の２つの□のうち，いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上，両方の□にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は，事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し，就学支援金の支給をさせた場合は，不正利得の徴収や３年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては，別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	平成　　年　　月　　日
生徒の住所	〒 都道府県　　市区町村
保護者等の電話番号	
生徒が在学する学校の名称	武南高等学校

【1．高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は，就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- 高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は，その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし，就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	平成　年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日 （うち支給停止期間等） 平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

（1）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

□	4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	□	7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）

（2）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（2）－1　次の保護者等の課税証明書等を添付します。				
①	□	親権者（両親）2名分		
②	□	親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が，一時的に親権を行う児童相談所長，児童福祉施設の長である場合は，④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり，道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		□	イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど，道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合
		□	ウ	・離婚，死別等により親権者が1人の場合， ・親権者が存在するものの，家庭の事情によりやむを得ず，親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合　等
③	□	未成年後見人□名分 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分。ただし，未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除きます。）		
④	□	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合， ・成人に達しているが，主たる生計維持者が存在する場合　等		
⑤	□	生徒本人 親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり， ・成人に達している場合， ・未成年であるが，道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等		
（2）－2　次の理由により，課税証明書等を添付しません。				
⑥	□	所得確認の対象が生徒本人（親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが，未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合		
⑦	□	親権者，未成年後見人，主たる生計維持者又は生徒本人の全員が，課税期日に日本国内に在住していないなど，道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合		

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄

氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合には，支給額が変更となることがありますので，必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上，□にレ印を付けてください。）

□ 就学支援金を授業料に充てるとともに，就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日　　平成　　年　　月　　日（学校において記入。）

支給要件の所得制限に該当する方のみ、右上に「支給要件外」と記入 →

「支給要件外」

様式第1号（第３条第１項並びに第10条第２項及び第11条第１項から第３項まで関係）

例

平成３０年　６月〇〇日

記入日 ↑

上田　清司　　殿

高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☑ 収入状況届出書（２回目以降）

既に受給資格認定を受けているため，就学支援金の支給に関して，保護者等の収入の状況に関する事項について，届け出ます。

（上の２つの□のうち，いずれかの□にレ印を付けてください。）

→ こちらに✓します

（次のレ印を付けてください。）

→ 2つの事項を確認のうえ、2つとも✓します

☑ 内容は，事実に相違ありません。

☑ の記載をして提出し，就学支援金の支給をさせた場合は，不正利得の徴収や３年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては，別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	ぶなん		たろう	
生徒の氏名	姓	武　南	名	太　郎

生徒の生年月日	平成　15　年　5　月　××　日
生徒の住所	〒３３６－×××× 埼玉 都道府県 さいたま 市区町村 ××区×××××
保護者等の電話番号	０９０－×××－××××
生徒が在学する学校の名称	武南高等学校

【1．高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は，就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者

・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は，その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし，就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	平成　年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日 （うち支給停止期間等） 平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	学校の種類・課程・学科

「支給要件外」の方は、表面のみ記入↓

【2. 保護者等の収入の状況について】　↓ こちらに✓します

（1）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

□	4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	☑	7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）

（2）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

→該当する項目に✓します

（2）－1　次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	☑			親権者（両親）2名分
②	□			親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付… （親権者が，一時的に親権を行う児童相談所長… □にレ印を付けてください。）
		□	ア	親権者の1人が控除対象配偶者… としても所得制限の要件や加算支給の…
		□	イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど，道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない… ← 単身赴任先等を記入してください（例：国名　スイス　）
		□	ウ	・離婚，死別等により親権者が1人の場合， ← 一人親世帯で、親権者1名分のみ提出する場合は、証明書の右下余白に「一人親世帯」と記入してください。 ・親権者が存在するものの，家庭の事情によりやむを得ず，親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合　等　← 事務室へ必ず申し出てください。
③	□			未成年後見人□名分 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分。ただし，未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除きます。）
④	□			生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合， ・成人に達しているが，主たる生計維持者が存在する場合　等
⑤	□			生徒本人 親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり， ・成人に達している場合， ・未成年であるが，道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

埼玉県では、審査の適正化・迅速化を図るため、
原則として親権者2名分の証明書の提出を求めています。

（2）－2　次の理由により，課税証明書等を添付しません。

⑥	□	所得確認の対象が生徒本人（親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが，未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	□	親権者，未成年後見人，主たる生計維持者又は生徒本人の全員が，課税期日に日本国内に在住していないなど，道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄
武南　○○	父親

氏名	生徒との続柄
武南　○○子	母親

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合には，支給額が変更となることがありますので，必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上，□にレ印を付けてください。）

☑ ← こちらに✓します 充てるとともに，就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

→本校では、就学支援金相当額を年度末に送金いたします。

学校受付日　　平成　　年　　月　　日（学校において記入。）

別紙1

平成30年度住民税所得割額記載書類一覧（市町村別）

（平成３０年５月18日現在）

市町村名		課税証明書等の名称	市町村名		課税証明書等の名称
あ行	上尾市	課税（非課税）証明書		所沢市	課税証明書
	朝霞市	市・県民税課税所得証明書		戸田市	市・県民税課税証明書
	伊奈町	所得・（非）課税証明書	な行	長瀞町	所得課税証明書
	入間市	課税証明書		滑川町	所得・課税証明書
	小鹿野町	町県民税所得課税証明書		新座市	所得・（非）課税証明書
	小川町	住民税決定証明書	は行	蓮田市	課税証明書
	桶川市	課税（非課税）証明書		鳩山町	所得・課税証明書
	越生町	住民税決定証明書		羽生市	所得・課税証明書
か行	春日部市	課税（非課税）証明書		飯能市	課税証明書
	加須市	市民税・県民税課税・非課税証明書		東秩父村	所得・課税証明書
	神川町	所得・課税（非課税）証明書		東松山市	住民税決定証明書
	上里町	課税証明書		日高市	市民税・県民税（非）課税証明書
	川口市	課税（非課税）証明書		深谷市	課税（所得）証明書
	川越市	課税証明書		富士見市	市民税・県民税課税証明書
	川島町	町・県民税課税証明書		ふじみ野市	市民税・県民税課税証明書
	北本市	市県民税課税（所得）証明書		本庄市	所得・課税証明書
	行田市	所得課税証明書	ま行	松伏町	所得・課税・扶養証明書
	久喜市	市民税・県民税所得証明書		三郷市	課税（所得）証明書
	熊谷市	市民税県民税所得証明書・非課税証明書		美里町	課税証明書
	鴻巣市	課税証明書		皆野町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	越谷市	課税証明書		宮代町	住民税決定証明書
さ行	さいたま市	市民税・県民税所得証明書		三芳町	課税証明書
	坂戸市	課税・非課税（所得）証明書		毛呂山町	課税証明書
	幸手市	住民税決定（課税・非課税）証明書	や行	八潮市	課税・所得証明書
	狭山市	課税・非課税（所得）証明書		横瀬町	住民税決定証明書
	志木市	課税証明書		吉川市	市民税・県民税課税証明書
	白岡市	市県民税課税所得証明書		吉見町	住民税決定証明書
	杉戸町	住民税決定証明書		寄居町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	草加市	課税（非課税）証明書	ら行	嵐山町	住民税決定証明書
た行	秩父市	所得課税証明書	わ行	和光市	住民税決定証明書
	鶴ヶ島市	住民税決定証明書		蕨市	市・県民税（非）課税証明書
	ときがわ町	住民税決定証明書	その他		窓口にて確認してください

※1　市町村によっては１６歳未満の年少扶養親族の数が記載されない場合もありますので、
証明書の取得時にはその数が記載されるよう申請を行ってください。

※2　実際に扶養している人数と証明書内の扶養人数が一致しているか必ず確認してください。

平成30年度課税証明書の発行時期一覧（予定）

（平成30年5月１８日現在）

市町村名		特別徴収	普通徴収	非課税	市町村名		特別徴収	普通徴収	非課税
あ行	上尾市	６／１	６／１	６／１	た行	所沢市	６／１	６／１	６／１
	朝霞市	発行可	６／１	６／１		戸田市	発行可	６／５	６／５
	伊奈町	発行可	６／８	６／８	な行	長瀞町	発行可	６／１３	６／１３
	入間市	発行可	６／１	６／１		滑川町	発行可	６／１	６／１
	小鹿野町	6/1	６／１	６／１		新座市	発行可	６／１	６／１
	小川町	発行可	６／１	６／１	は行	蓮田市	発行可	６／６	６／６
	桶川市	発行可	６／１	６／１		鳩山町	発行可	６／１	６／１
	越生町	発行可	６／７	６／７		羽生市	発行可	６／６	６／６
か行	春日部市	５／２８	６／８	６／８		飯能市	６／１	６／１	６／１
	加須市	発行可	６／８	６／８		東秩父村	６／１	６／１	６／１
	神川町	６／１８	６／１８	６／１８		東松山市	発行可	６／１１	６／１１
	上里町	６／８	６／８	６／８		日高市	発行可	６／１	６／１
	川口市	発行可	６／１	６／１		深谷市	発行可	６／１１	６／１１
	川越市	発行可	６／８	６／８		富士見市	発行可	６／８	６／８
	川島町	発行可	６／８	６／８		ふじみ野市	発行可	６／８	６／８
	北本市	発行可	６／１	６／１		本庄市	６／１１	６／１１	６／１１
	行田市	発行可	６／４	６／４	ま行	松伏町	発行可	６／４	６／４
	久喜市	発行可	６／８	６／８		三郷市	発行可	６／８	６／８
	熊谷市	発行可	６／１２	６／１２		美里町	発行可	６／６	６／６
	鴻巣市	発行可	６／１１	６／１１		皆野町	発行可	発行可	発行可
	越谷市	発行可	６／６	６／６		宮代町	発行可	６／８	６／８
さ行	さいたま市	発行可	６／１１	６／１１		三芳町	発行可	６／８	６／８
	坂戸市	発行可	６／４	６／４		毛呂山町	発行可	６／１１	６／１１
	幸手市	発行可	６／６	６／６	や行	八潮市	発行可	６／１１	６／１１
	狭山市	発行可	６／１	６／１		横瀬町	発行可	６／８	６／８
	志木市	発行可	６／７	６／７		吉川市	発行可	６／８	６／８
	白岡市	発行可	６／８	６／８		吉見町	発行可	６／９	６／９
	杉戸町	発行可	６／１１	６／１１		寄居町	発行可	６／１１	６／１１
	草加市	６／１	６／１	６／１	ら行	嵐山町	発行可	６／１１	６／１１
た行	秩父市	６／１	６／１	６／１	わ行	和光市	発行可	６／１	６／１
	鶴ヶ島市	発行可	６／１	６／１		蕨市	発行可	６／８	６／８
	ときがわ町	６／１	６／１	６／１	その他		窓口にて確認してください。		

（別紙）

高等学校等就学支援金について

本制度は，家庭の状況にかかわらず，全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため，国の費用により，生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し，家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により，生徒の学びを支えることを通じて，将来，我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には，②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は，受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは，国公私立の高等学校，中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部，高等専門学校（第１学年から第３学年まで），専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは，休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか，①日本国内に住所を有していなかった期間，②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間，③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間，④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には，「①高等学校（全日制）」，「②高等学校（定時制）」，「③高等学校（通信制）」，「④中等教育学校（後期課程）」，「⑤特別支援学校（高等部）」，「⑥高等専門学校（１～３学年）」，「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」，「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」，「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」，「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」，「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」，「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」，「⑬各種学校（外国人学校）」，「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は，次によって記入してください。

イ **課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため，４～６月の支給については，前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し，７月～翌年３月については，今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお，７月以降に課税証明書等を添付し，支給要件を満たすことが確認された生徒は，原則として，翌年６月まで支給を受けることができます。**

ロ 保護者とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいい，次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項，第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは，必ず「親権者」全員の状況を確認の上，記入してください。
（２）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず，親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは，例えば，ドメスティックバイオレンス，養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方，家庭の事情によりやむを得ず，親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は，親権者が存在しない場合に含まれるものとして，（２）④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは，保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【２．保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは，生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）１名分の課税証明書等を添付してください。また，生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは，健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ ４月に入学した新入生は，原則として４月中に申請を行う必要があります。また，転校の場合も，原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には，就学支援金の受給資格はありません。また，高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は，その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して３６月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし，支給停止期間等は含めません。）

ハ ２つ以上の課程に在学している場合は，いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は，高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき，不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は，原則毎年，都道府県（文部科学省）が定める期限までに，収入状況届出書を提出する必要があります。また，収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも，速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは，就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので，必ず提出してください。

ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは，就学支援金の加算支給はされません。

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。

ご存じですか？
国からの授業料支援

高等学校等就学支援金（こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん）

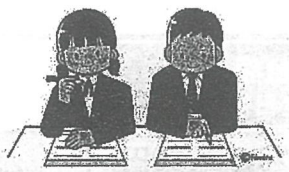

1. 高等学校等就学支援金制度とは

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です（返済不要）。

社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

2. 対象者

・月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者

※次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。

- 保護者等の**道府県民税所得割額と市町村民税得割額との合算額**が**50万7,000円以上**の者（次ページ5参照）
- 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く） を卒業又は修了した者
- 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた者

3. 支給方法

支援を受けるには、必ず申請を行ってください。

就学支援金は、学校設置者（学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。

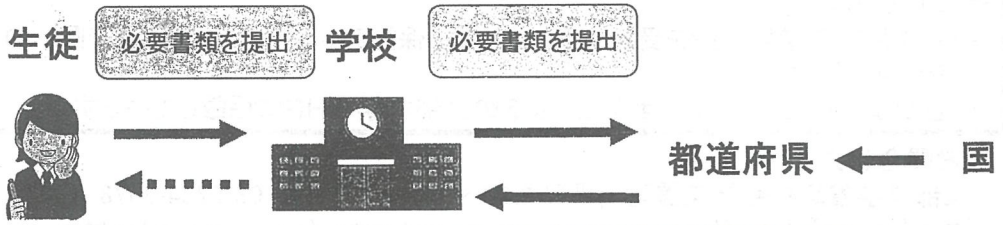

授業料等は毎月納めていただき、年度末に就学支援金相当額を送金いたします。

4. 受給するために必要な手続・提出する書類

（1）申請手続（入学時）

①申請書 （**進学先の高校等で配布されます**）

②課税証明書（市役所・出張所等で取得可能）などの保護者の所得を証明する書類（道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かるもの）として、都道府県が定める書類

※ 虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

（2）届出手続（毎年６月～７月頃）

※継続して支給を受けるために必須です。

①届出書（**進学先の高校等で配布されます**）

②上記（1）と同様（**課税証明書など**）

①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

※②は原則、親権者全員（例：父母がいる場合、父と母の両方）分が必要です。

※その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。また、マイナンバーを利用した申請が可能となる場合もあります。

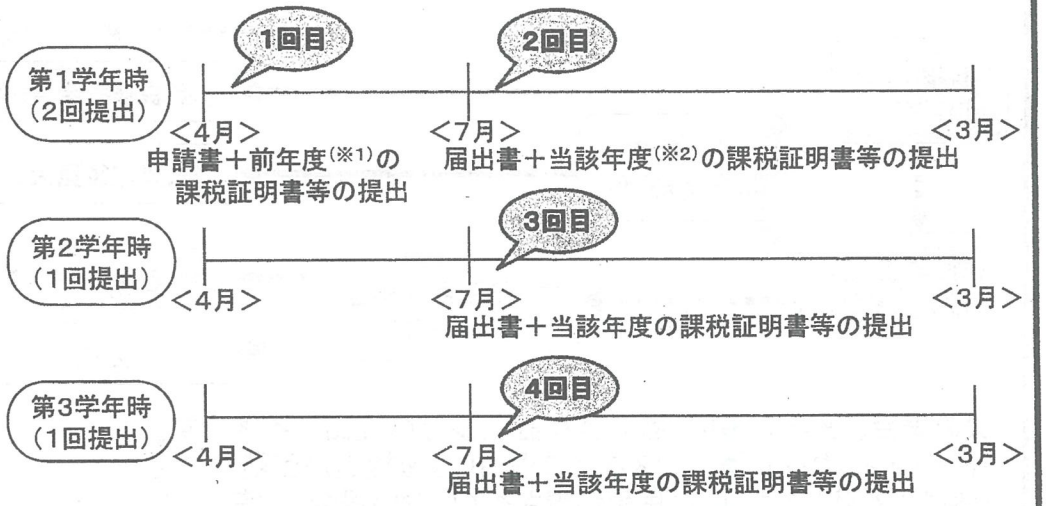

※1 提出年度の前年度の課税証明書等
※2 提出年度の課税証明書等

5. いくらもらえるの？

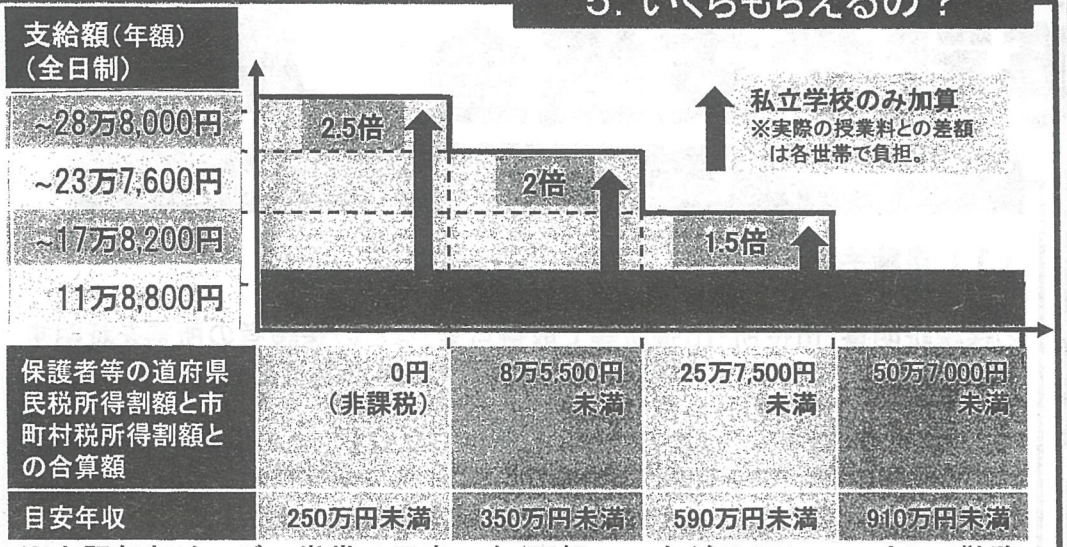

保護者等の道府県民税所得割額と市町村税所得割額との合算額	0円（非課税）	8万5,500円未満	25万7,500円未満	50万7,000円未満
目安年収	250万円未満	350万円未満	590万円未満	910万円未満

※上記年収はモデル世帯の目安です（両親の一方がサラリーマンとして勤務、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）。

※**受給資格の確認は、年収ではなく、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額**で行います。

この額が50万7,000円以上の場合、授業料全額を負担していただきます。

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

6. 誰の課税証明書を提出するの？

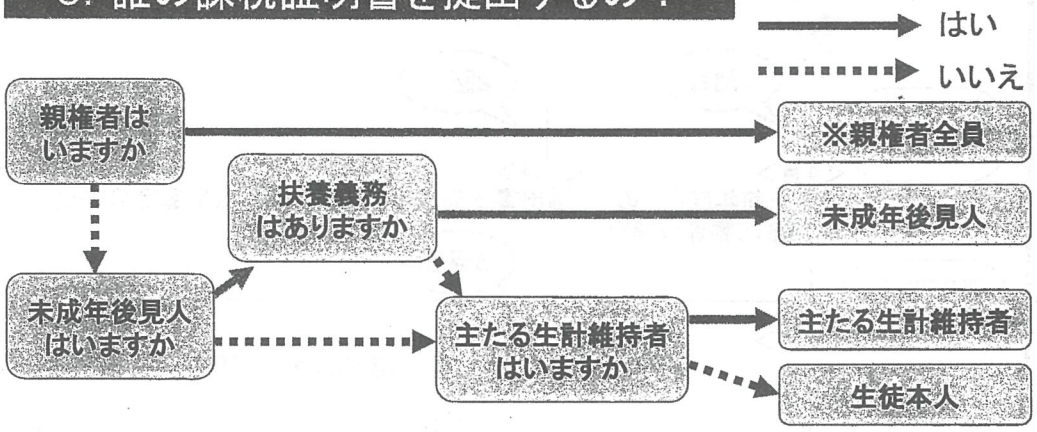

次の場合、該当する親権者の課税証明書等の提出は不要です。

・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合

・海外に在住しており、住民税が課されていない場合　等

詳細は、学校・都道府県に御相談ください。

7. 道府県民税所得割額、市町村民税所得割額とは？

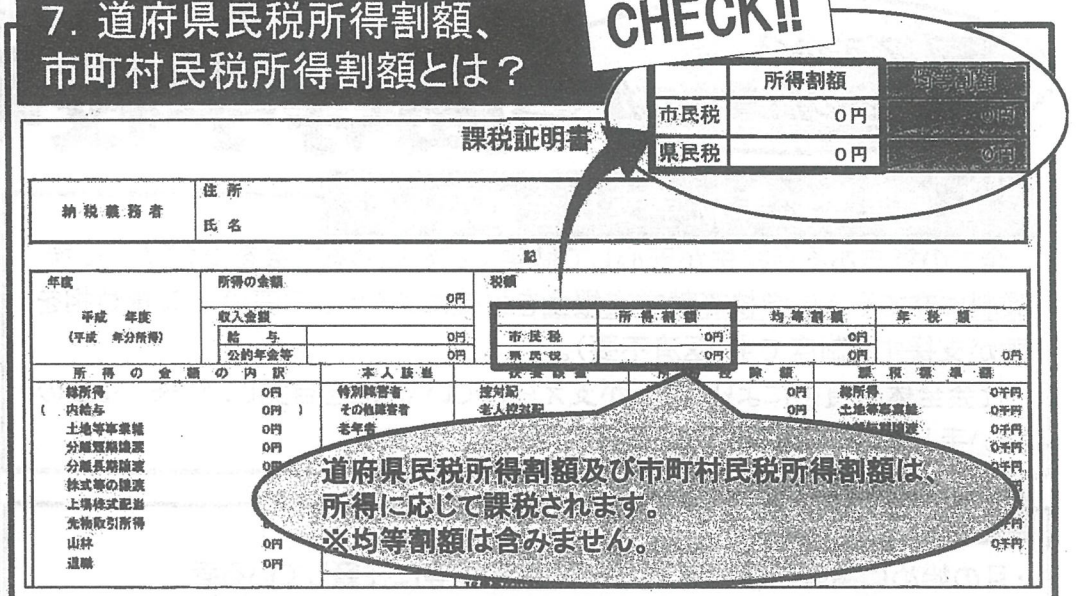

道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

・課税証明書（市町村役場、出張所で発行。形式は市町村により異なります。）

・県民税・市民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」
（勤務先を通じて6月頃に配布。）

・住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

※源泉徴収票では確認できません。

税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告をしてください。

8. その他の支援制度

都道府県等では、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（**返済不要**）や、独自の経済的支援を行っております。

※高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者がお住まいの都道府県への申請が必要です。

※各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

■お問合せ先：
文部科学省高校修学支援室（平日 9:30～18:15）　電話 03-6734-3578
ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

保護者（親権者）と生徒がともに埼玉県に居住している方が対象です。

平成３０年６月４日

３学年　埼玉県在住の保護者　各位

武南高等学校
校長　本多　昇

平成３０年度埼玉県私立学校学費軽減補助の申請について

平成３０年度埼玉県私立学校学費軽減補助の受付を行います。軽減対象となる世帯（**基準に該当する世帯**）は、下記のとおり申請書類を提出してください。
基準等詳しい内容については、パンフレットをご覧ください。

記

1　申請書類
- □ 申請書
- □ **住民票**（世帯全員分）（**原本**）
- □ **平成３０年度**の「**住民税所得割額**（市町村民税所得割額と道府県民税所得割額）」及び「**扶養親族数**」が記載されている市区町村発行の証明書（写し可（Ａ４サイズ））
  例）課税証明書、所得証明書等　　※別紙１参照
  ※保護者（親権者）全員分の証明書が必要です。配偶者が非課税の場合でも提出してください。　例）非課税証明書等（写し可（Ａ４サイズ））
- □ チェックシート

2　申請受付日　　**平成３０年６月１５日（金）　または　平成３０年６月１６日（土）　【厳守】**

3　提出先　　事務室窓口　　平日　８：３０～１６：００
土曜　８：３０～１３：００

4　問い合わせ　　事務室　（担当　長戸）　TEL　０４８－４４１－６９４８（代）

【参考】授業料等補助金額

住民税所得割額	授業料補助金額	入学金補助金額	施設費等納付金補助金額
基準額表１	288,000円－国の就学支援金受給額		24,000円
基準額表２			
基準額表３			
基準額表４			
基準額表５			

※基準額表は、パンフレットのP.4をご覧ください。
※本校の授業料年額は、288,000円（24,000円／月）です。この額が補助の上限額となります。
※本校の施設費等納付金額は、24,000円（2000円／月）です。この額が補助の上限額となります。

【留意事項】

○住民票は、平成３０年４月１日以降に発行された世帯主・続柄の記載がある証明書を提出してください。
※マイナンバーの記載がないものを取得してください。

○扶養親族数は税法上の扶養親族数になります。必ず扶養親族数が記載されている証明書を取得してください。

○家計急変世帯に該当すると思われる場合は、事務室まで必ずご連絡ください。（別途必要書類があります。）

○多子世帯の方で基準５の要件に該当する方は、事務室までご連絡ください。（別途必要書類があります。）

○親権者が１人で１人分の課税証明書等を提出する場合は、証明書の右下余白に「**一人親世帯**」と記入してください。

○親権者全員分の課税証明書等の提出ができない場合は、事務室まで必ずご連絡ください。

○親権者が県外に在住しており、単身赴任または介護によるものであれば例外的に認められる場合がありますので、事務室までご連絡ください。

○海外単身赴任の方で、課税証明書が発行されない場合は補助の対象となりません。

○年度途中に保護者の死亡、離婚、再婚等により変更があった場合は、速やかに事務室へ必ず申し出てください。

○特待生（準特待生・Ｂは除く）は、学費軽減補助の対象となりません。

【提出の際のお願い】
埼玉県学費軽減補助にも該当する方は、チェックシートを一番上にし、番号順にクリップで留め、事務室へ提出してください。

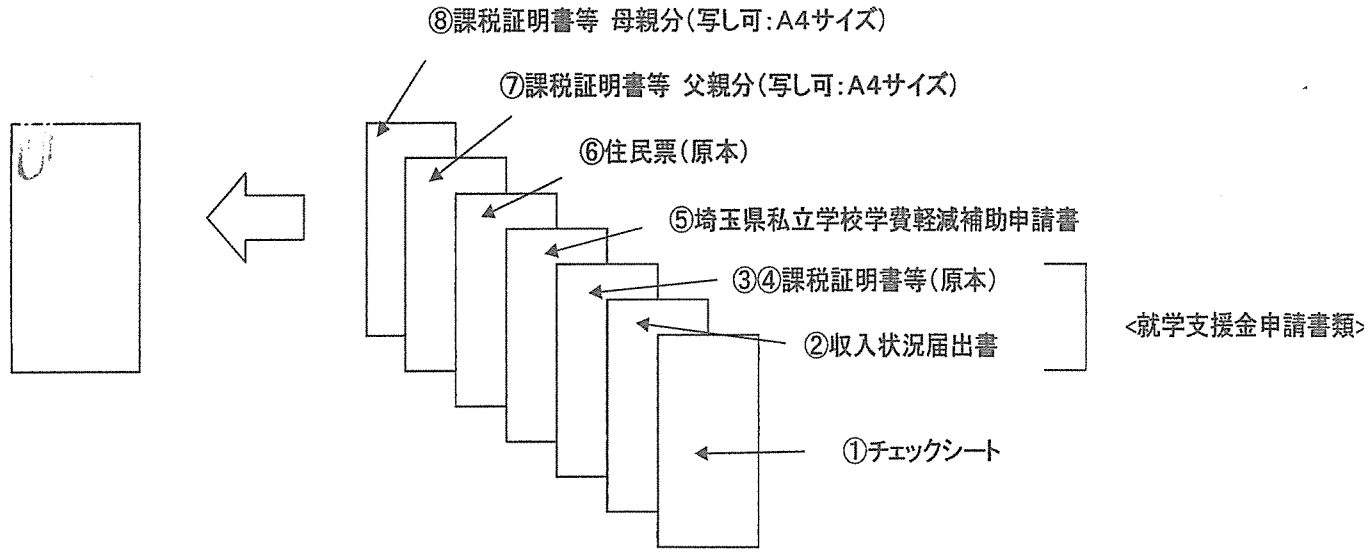

平成３０年度埼玉県私立学校学費軽減補助申請書

学校法人　武南学園
理事長　細野　壽雄　様

学費の軽減を受けたいので提出書類を添えて、下記の通り申請いたします。

記入日	平成３０年　　月　　日	＊鉛筆書き不可・シャチハタ印不可	
学校名	武南高等学校	年　組　番	
ふりがな		ふりがな	
申請者氏名 (親権者)	印	生徒氏名	
郵便番号	〒	電話番号	
住所			
控除対象配偶者は		一人親（母子・父子家庭）で	
非課税である	非課税ではない	ある	ない

19歳未満扶養親族数（税法上）	16歳未満 (H14.1.2生以降)　＿＿＿名	16歳以上19歳未満 (H11.1.2生～H14.1.1生)　＿＿＿名

※年齢は、平成２９年１２月３１日時点の年齢です。

※税法上の扶養親族数を記入してください。（課税証明書の記載人数と一致します。）

下記の欄は記入しないでください

就学支援金　4月～6月	＿＿＿＿＿＿円
受給額　7月～3月	＿＿＿＿＿＿円
年　額	円

基準	管理番号
備考	